

平成29年度 湯浅町保育料表【保育(2号・3号)認定】※2

階層区分	定 義	利用者負担額(月額)				
		0歳児 標準時間	1.2歳児 標準時間	3歳児以上 標準時間	短時間	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
2	町民税非課税世帯 ●4月～8月分は平成28年度町民税 ●9月～3月分は平成29年度町民税 上記町民税の課税状況により階層判定します ※3	8,000円	7,000円	5,000円	各年齢層 のとおり	
3		所得割課税額 48,600円未満	16,000円	14,000円	10,000円	各年齢 階層より -500円
4		所得割課税額 97,000円未満	26,000円	23,000円	16,000円	
5		所得割課税額 169,000円未満	35,000円	33,000円	21,000円	
6		所得割課税額 301,000円未満	40,000円	37,000円	24,000円	
7		所得割課税額 397,000円未満	43,000円	40,000円	28,000円	
8		所得割課税額 397,000円以上	51,000円	48,000円	32,000円	

※1 保育料の年齢は、平成29年4月1日の前日の満年齢を適用します(年度の途中で誕生日を迎えても変更なりません)。

※2 この保育料表は、保育所(園)、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(以下、「保育園等」)を利用する場合に適用されます。

※3 税額控除前所得割額(調整控除後)を基に算定します。調整控除以外の税額控除(寄附金控除、住宅ローン控除、配当控除等)は適用されません。

I《4階層の一部(57,700円以上)～8階層の2人目以降について(同時入所に限る)》

● 保育所や幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童も算定人数に含む。

(1) 年齢が二番目に高い児童は、この表に定める額の1/2。

(2) 三番目以降の児童は、0円。

※ 保育所・認定こども園以外の施設を利用している児童がいる場合、「保育料減額申請書」の提出が必要です。

II《2階層～4階層の一部(57,700円未満に限る)の2人目以降について》

● 「ひとり親世帯」や「在宅障害児(者)のいる世帯」等以外で、階層区分が第2階層、第3階層、第4階層の一部については、2人目の児童は下記の保育料となります。(3人目以降の児童は0円)

階層区分	定 義	利用者負担額(月額)			短時間
		0歳児 標準時間	1.2歳児 標準時間	3歳児以上 標準時間	
2	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	所得割課税額 48,600円未満	8,000円	7,000円	5,000円	各年齢階層より -250円
4 (一部)	所得割課税額 97,000円未満のうち 57,700円未満に限る	13,000円	11,500円	8,000円	

III《保育料の減免について》

① 「ひとり親世帯」や「在宅障害児(者)のいる世帯」等で、階層区分が第2階層、第3階層、第4階層の一部については、下記の保育料となります。(2人目以降の児童は0円)

階層区分	定 義	利用者負担額(月額)			短時間
		0歳児 標準時間	1.2歳児 標準時間	3歳児以上 標準時間	
2	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	所得割課税額 48,600円未満	7,500円	6,500円	4,500円	各年齢階層より -250円
4 (一部)	所得割課税額 97,000円未満のうち 77,101円未満に限る	9,000円	8,000円	6,000円	

② 同一世帯に子どもが3人以上いる場合、3人目以降の児童の保育料が無料となります。(紀州3人っ子施策)

※「第三子以降に係る保育料等免除申請書」の提出が必要。